

## 「やっぱ広島じゃ割(地域観光支援分)適用プラン 高原誠吉食堂」

本旅行の説明書（取引条件説明書面）

やっぱ広島じゃ割(地域観光支援割)とは、宿泊割引等により本県への誘客を促すことで、落ち込んだ観光需要の早期回復を図るとともに、顧客視点により開発・再編集した観光プロダクトを提供することで来訪者の満足度を高め、再来訪の増加につなげることを目的とした事業です。当社では、令和4年5月11日以降に出発のお客様に対し、この補助金を活用して下記の旅行プランを割引します。

### 1. 対象旅行プラン

令和4年5月11日～令和4年5月31日までの出発

### 2. 割引額・プラン内容（以下のプラン以外の料理コースは割引適用外ですのご利用出来ません）

| プラン名  | お一人様<br>割引前料金<br>(税込) | やっぱ広島じゃ割<br>(地域観光支援割)<br>補助金 | お一人様<br>割引後料金<br>(税込) | 地域観光支援割<br>クーポンの付与額 |
|---|-----------------------|------------------------------|-----------------------|---------------------|
| 『地域観光支援割<br>京風おばんざい会席と小田酒店監修<br>飲み放題(120分)付きコース』<br>最小催行人員：大人2名以上 | 10,000円               | 5,000円                       | 5,000円                | 2,000円              |

※この商品は、やっぱ広島じゃ割(地域観光支援割)を活用した旅行割引オリジナルプランです。

※代表者様または幹事様は、ご利用日当日までに弊社事務所で、全員分の料金をお支払い頂き、全員分の地域観光支援割クーポンをお受け取り下さい。お支払いは現金でお願いします。

また、弊社事務所で「広島県誘客促進支援事業 旅行割引プラン利用者確認書」の記入をお願いします。

※最大 10 名様（お子様含む）までのプランです。

※プランに含まれないお子様コースや別注追加料理、追加飲料は現地精算をお願いします。

### 3. お支払い方法

代表者様または幹事様は、ご利用日当日までに弊社事務所で、全員分の料金をお支払い頂き、全員分の地域観光支援割クーポンをお受け取り下さい。お支払いは現金でお願いします。

### 4. 行程

尾道市内及び周辺各地 == 高原誠吉食堂(夕食) == 尾道市内及び周辺各地

## 5. プランに含まれるもの

- ・高原誠吉食堂(広島県尾道市土堂 2-2-19 TEL：0848-24-6880)での夕食
- ・地域観光支援割クーポン

※タクシー費用はプランに含まれません。

## 6. 最少催行人員及び定員、添乗員の同行

2名から10名まで(大人2名様以上)。添乗員は同行しません。このご旅行では約款に定める旅程管理は行いません。ご旅行に必要なクーポン券類をお渡ししますので、ご旅行中の諸手続きはお客様ご自身で行って頂きます。

## 7. 予約の変更及び取り消しについて

### 【変更の場合】

必ず、当社(大平交通株式会社)へお電話にてご連絡下さい。高原誠吉食堂へ直接のご連絡では変更扱いになりません。状況によっては、当社まで来社頂く必要があります。予めご了承下さい。

### 【取り消しの場合】

必ず、当社(大平交通株式会社)へお電話にてご連絡下さい。高原誠吉食堂へ直接のご連絡では取り消し扱いになりません。キャンセル料の規定については、別紙の旅行条件書をご確認下さい。

## 8. ワクチン接種歴の確認

参加者全員分の居住地の確認書類及びワクチン接種済(接種券に接種シールや貼られている予防接種済証、又は医療従事者や職域接種で接種を受けた際に交付される接種記録書の原本・コピー・画像)又はPCR検査結果もしくは抗原検査が陰性である旨(12歳未満を除く)を提示して下さい。

- ①60歳以上：3回目ワクチン接種歴またはPCR検査等の陰性確認が必要
- ②60歳未満：2回目ワクチン接種歴またはPCR検査等の陰性確認が必要
- ③12歳未満：同居する親族等とご一緒の場合、不要

## 9. 注意事項

- ①補助金の上限に達し次第、旅行割引プランの販売は予告なく終了になります。
- ②旅行契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、割引前の旅行代金を基準として当社所定の取消料を申し受けます。詳しくは旅行条件書をご覧ください。
- ③この旅行計画に関し、ご不明な点があれば、大平交通株式会社(電話番号 0848-44-1602)にご質問下さい。

**\*この書面は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合には同法第12条の5により交付する契約書面の一部となります。標準旅行約款をご確認下さい。**

広島県知事登録旅行業 第3-210号

大平交通株式会社 観光課 国内旅行業務取扱管理者 高田 正知

〒722-0073 広島県尾道市向島町 232-27

TEL:0848-44-1602 FAX:0848-44-7020 Mail:info@taihei-kotsu.com

営業時間：9：00～17：00(日曜日を除く)